

発行

神戸市建築協定地区連絡協議会  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市都市計画総局建築指導部建築調整課内  
電話 (078)322-5612  
制作/(株)アドゲイン

# 建築協定だより・神戸

**歴史的街並み維持に  
建築協定**

京都で地区間交流会開催

## 建築協定の新しい動き

全国の建築協定地区は、約4千4百箇所余り。一般的に建築協定は「郊

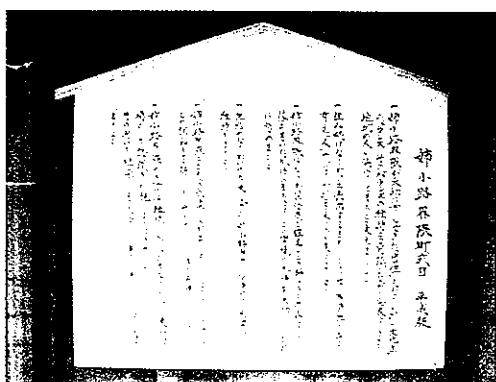


まな生業を営む老舗、町家や普通の住宅が落ち着いたたずまいを保っています。老舗には著名な書家による看板がさりげなく懸かり、伝統技術をもつ職人の工房が数多く見受けられます。

## きつかけはマンション計画

そのような界隈で、まちづくりの必要性を痛感したのが、平成7年に地区内でマンション建設計画を持ち上がったこと。その反対運動を契機に将来のまちづくりを考える組織の必要性が確認され、同年、それからのまちづくりの中心を担う「姉小路界隈を考える会」が発足しました。

「姉小路界隈を考える会」会長でもある、市古建築協定運営委員長である、市古



姉小路界隈町式目(平成版)

## 大阪府連絡協議会が来神

昨年11月に「神戸市建築協定地区間交流会」の一行が訪問した「京都市姉小路界隈地区(京都市中京区)」も、そのひとつ。姉小路界隈地区は、御池通と三条通にはさまれ、さまざま

外の住宅地中心」のイメージが強いのですが、その中で、最近では歴史的街並みや景観を守るために、歴史のある都心部でも建築協定を締結する動きが起こっています。

建築協定に関する都市間の交流が進む中、昨年10月27日(水)には、大阪府建築協定地区連絡協議会(北

村正会長)の一行が、北区松の宮団地地区(長谷川健二・運営委員長)を訪問。大阪府下の各地区の運営委員長さんらで構成する一行は、長谷川委員長の案内です。自然豊かで閑

(いちこ)和弘氏は、神戸市への説明の中、「建築協定を締結したのは、平成14年7月。それまで住民の心をひとつにするさまざまな取り組みをしてきました。「姉小路にんげんマップ」、「花と『灯りでもすぶ姉小路界隈』、「花と緑でもなす姉小路界隈」など、マンション建設についても「地域共生の土

地利用検討会」を住民、事業者、行政のパートナーシップ型で発足させました。」との事。また、江戸時代の自成版)」は、発表した平成12年当時、代に蘇らせた「姉小路界隈町式目(平成版)」は、発表した平成12年当時、多くのマスコミに取り上げられました。

(2面に続く)

谷川委員長から、更新の考え方や手順、注意点を細かく聞きながら、活発な質疑応答が続きました。特に、長谷川委員長から助言のあった「協定更新の成否は、それを担う役員の情熱による。」「協定非加入者は「協定にまだ加入していただいていない未加入者」として丁寧に捉える。」「建築協定は建物や環境だけでなく、防犯や防災にも大きく貢献している」という言葉は、多くの出席者の賛同を得たようでした。

これからも、各都市間で切磋琢磨して、より良い住環境を目指していこうと確認し合った一日でした。



階建て以下、高さは18m以下(松長町は6階建て以下、20m以下)。運営については2階建て以下、高さは18m以下(松長町は6階建て以下、20m以下)。運営については2

(姉小路界隈を考える会のホームページ)  
<http://aneyakouji.jp/>

主な協定内容は、建築できないものとして、キャバレーや個室付浴場、マージャン、バチンコ、カラオケボックス、ワンルームマンションなどが個別列挙され、階数は、5階

月、隣接する松長町地区と姉小路界隈地区は、まちづくりのルールである建築協定の申請を京都市に提出。都心部では最大規模の協定地区となりました。

「姉小路界隈を考える会」は、建築協定以外に縦横な活動を展開しています。平成15年には、NPO法人「都心界隈まちづくりネット」の設立。街並み環境整備検討会の組織化、地域自身による地区計画導入の検討、「景観協議会」設立へ向けた調査・研究など多彩なプログラ

ムをこなしています。まさに「進化するまちづくり」への京都市民の熱意と意欲を充分に実感することができた交流会となりました。

## 建築協定を まちづくりのルールに

その後、姉小路界隈地区の取り組みは、別のマンション建設計画を契機に一気に盛り上がり、界隈の13町内会、3ヘクタールにも広がりました。そして、平成14年3月、隣接する松長町地区と姉小路界隈地区は、まちづくりのルールである建築協定の申請を京都市に提出。都心部では最大規模の協定地区となりました。

(1面からの続き)

# 「けんちくきょうてい のススメ」完成



昨年から、協議会役員を中心に製作が進められていました、リーフレット「けんちくきょうていのススメ」がこの程完成しました。

このリーフレットは、地区の運営委員長さんなどから「建築協定を簡単に説明できるツールが欲しい」「積極的なPR物が必要」との声を反映して製作したもので、A4版3つ折りで持ち運びに便利なように工夫されています。ご希望の地区がございましたら、協議会事務局までご連絡下さい。

## 建築協定の更新について

建築協定には有効期間があります。有効期限を過ぎると建築協定の効力は全く無くなってしまいます。私たちが一生懸命がんばって守り続けた住環境を継続させるためには、更新手続きをしなければなりません。

更新の際には、10年前や20年前に締結された協定内容について、「引き続いて守るべきルール」や「この際に見直すべきルル」など、地区内のみなさんが是非話し合ってみて下さい。より効果的で、より多くの方が納得できる協定に変更して締結す

るべくルール」や「この際に見直すべきルル」など、地区内のみなさんが是非話し合ってみて下さい。より効果的で、より多くの方が納得できる協定に変更して締結す

## 有効期限が迫っています!

ることも、私たちの住環境を守り育てるためには、必要なかもしません。

更新手続きは、イチから建築協定を作成し、認可申請するのと同じぐらい

の、あるいはそれ以上の労力が必要であると言つても過言ではありません。運営委員会を中心として地区内のみなさんで更新手続きを遂行し、我が街の素晴らしいしさを後世へと継承しようではあり

ませんか。

左表の地区は、有効期限が迫っています。更新作業は概ね2年の歳月を要すると言われています。ご不明な点がございましたら、協議会事務局までお問い合わせ下さい。

## 有効期限が平成18年度末までの地区

建築協定地区名	有効期限
北 区	山の街百合が丘住宅地地区
	H17.9.6
	日生鈴蘭台ニュータウン第6地区
	H17.9.6
	日生鈴蘭台ニュータウン第2地区
須磨区	日生鈴蘭台ニュータウン第1地区
	H19.2.16
	日生鈴蘭台ニュータウン第9地区
	H19.2.16
	西落合5丁目地区
垂水区	H17.9.27
	学園緑が丘(小束山6丁目)地区
	H18.1.9
学園緑が丘(小束山5丁目)地区	H19.1.20
	学園緑が丘(小束山5丁目)南地区
西 区	H19.1.20
	竹の台4丁目地区
	H17.8.7
	春日台1丁目地区
	H17.10.4
	ハーモニータウン西神南地区
	H17.10.16
竹の台5丁目地区	H18.2.26
	研究学園都市センター地区
	H18.3.27
竹の台2丁目地区	H18.9.12

# 建築協定の新しい仲間たち PART 3

平成16年にも建築協定地区がたくさん増えました。今回はそのうちの4地区をご紹介します♪

## 小松すずらん台第2

- 協定区域／北区北五葉4丁目
- 区画数／11区画
- 認可年月日／H16.1.8
- 有効期限／H25.9.27



### ◆主な協定内容

- 1区画1戸の建物
- 専用住宅か特定の兼用住宅
- 建築物の高さ、軒高さの制限

## パナホームシティ西神南

- 協定区域／西区井吹台北町1丁目
- 区画数／50区画
- 許可年月日／H 16.5.26
- 有効期間／10年



### ◆主な協定内容

- 1区画1戸の建物
- 専用住宅か特定の兼用住宅
- 地盤高さ変更禁止
- 積極的な植栽、緑化
- 看板、広告板等の制限
- 車両出入口等の制限

## ア・ラヴリ西神中央(B地区)

- 協定区域／西区春日台5丁目
- 区画数／83区画
- 認可年月日／H16.5.26
- 有効期限／H25.12.18



### ◆主な協定内容

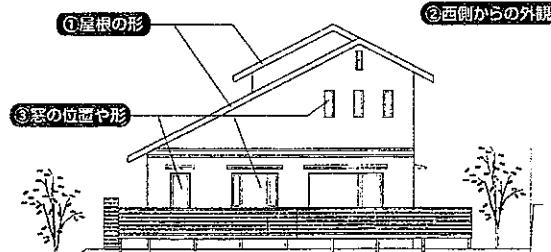
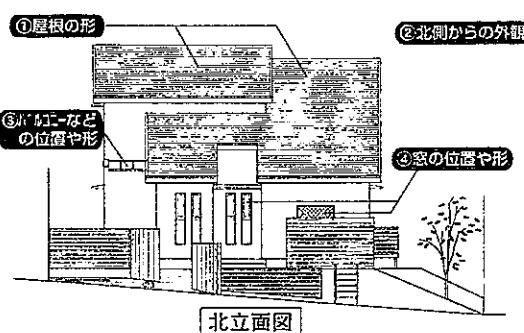
- 1区画1戸の建物
- 区画分割禁止
- 地盤高さ変更禁止
- 立体、機械式駐車場禁止
- 垣、柵等の制限
- 積極的な植栽、緑化
- 建物屋根、外壁色の周辺調和
- 看板、広告板等の制限 他

## 北神星和台第10地区

- 協定区域／北区西山1丁目
- 区画数／20区画
- 許可年月日／H 16.7.9
- 有効期間／20年



- ◆主な協定内容
- 1区画1戸の建物
- 専用住宅、兼用住宅か公益建物
- 区画分割の制限
- 建築物の高さ、軒高さの制限
- 地盤高さ変更禁止
- 垣、柵等の制限
- 営業用物置の設置禁止
- 広告等の禁止 他



### 立面図で読み取れる情報

- 各方位からの外観
- 屋根の形
- バルコニー等の位置や形
- 窓の位置や形 など

### 断面図で読み取れる情報

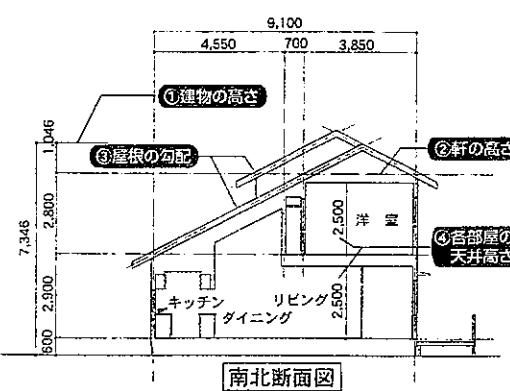
- 建築物の高さ
- 軒の高さ
- 屋根の勾配
- 各部屋の天井高さ など

これまでの配置図や平面図は建物を上から見たものですが、「立面図」「断面図」は建物を横から見たもので、これら連の図面を頭のなかで組み合わせることによって、できあがった建物をイメージすることができます。

前々号から連続掲載しています「建築図面の見方シリーズ」もいよいよ最終回です。

## 第三回 「立面図・断面図」

## 建築図面の見方シリーズ

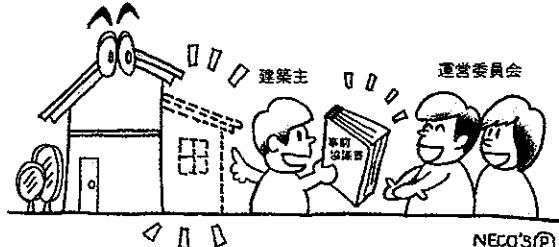


# 建築協定Q&A

**Q** 家の増改築を計画していますが、事前協議が必要と聞きました。どのようにすればよいのでしょうか?

**A** 建築協定の実効性を高めるため、各地区の建築協定運営委員会で、協定に適合しているかどうかの審査を行っています。建築確認申請をする前に、運営委員会と事前協議しなければなりません。建築確認申請書には「運営委員会が同意した旨」を記す必要があります。また、建築確認申請が不要な工事でも運営委員会と事前協議する必要があります。

もし、事前協議せずに工事着手し、協定に適合しないことが判明した場合、協定に適合するよう変更工事をするのは、非常に大きな負担となります。住宅本体ではなく門、塀やア



シテナなどのルールを協定で定めている場合もありますので、計画のできるだけ早い段階で、各地区の運営委員会にて相談下さい。なお、建築協定の効力は土地所有者等が変わても、有効期間内は効力が続きますので、ご注意ください。

**Q** 建築協定と建築基準法の関係はどうなっているのですか?

**A** 建築基準法は、建築物に関する、全国共通の最低基準を定めた法律です。一方、建築協定制度は、建築基準法のなかに規定があるものの、その目的は「住宅地としての良好な環境等を高度に維持増進すること」とあります。

建築物の敷地、構造、用途、形態などに関し、地域の特性や住民の意思に応じて、建築基準法に上乗せした規制をする制度です。ただし、建築協定は、建築基準法という公法の枠組みの中にありながら、土地所有者等の私法的契約原理に基づく協定により成り立っていると解されています。したがって、建築基準法違反は市役所が是正指導するのに対して、協定違反は運営委員会が民事裁判も含めて対策を講じなければなりません。

協定更新マニュアルまもなく送付

「協定更新の基本的な」とがわかる手引書のようなものがほしい。」という要望にお応えして、「建築協定更新マニュアル」を作成しました。

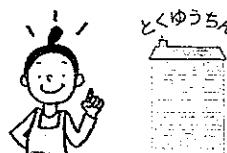
更新作業における必要な作業、注意点などを、市内の建築協定地区の実例などを多く取り入れ、具体的に説明しています。各地区の運営委員長さんにお送りしますので、より良い住環境を維持するための強い見方としてご活用下さい。

建築協定は、建築基準法で定められた用途、構造の一律の足かせとして、地域の特性に合わせたまちづくりを土地所有者である住民の合意によって、きめ細かい基準を定め互いにそのルールに遵守していくことが担保されます。

本協議会では、研修会等で更新時期を迎える地区的代表者から、更新された地区的ノウハウを教示願いたいとの要請が多くあり、「建築協定更新マニュアル」を作成することとなりました。まもなく発刊となります。ご利用いただけることを願っております。(M.K)

子ども世帯が  
近くに住む安心感

家賃補助付き賃貸マンション



- 特典1 家賃補助つき
- 特典2 敷金は家賃の3ヶ月分
- 特典3 仲介手数料不要

神戸市住宅供給公社

神戸市中央区三宮町1-9-1-1201

新婚さんにうれしいお知らせ  
**4月から新制度スタート**

「新婚世帯支援制度」  
月額最大15,000円の追加支援  
(最大3年間)  
※条件・補助額・対象団地等、お問い合わせください。

この制度の利用で、  
通常より総額最大34万円もの  
差がでます!

「賃貸者ラッキープラン」  
借長3ヶ月間お部屋を確保!!  
※対象団地等、お問い合わせください。

**すまいに関する疑問や不安は迷わずすぐに相談を!!**

- 一般相談・専門相談・専門家現地派遣(無料)  
建築・契約・資金計画などすまい全般なんでも相談  
(一級建築士・消費生活相談員・融資相談員が常時アドバイス)  
※専門相談・専門家派遣は相談員が判断します。
- 新築・リフォームなどのため、建築士・建設業者をお探しの方に業務の依頼先選定もお手伝い
- すまい関連情報・セミナー情報 <http://www.smilenet.kobe-jk.or.jp/>

すまいに関する相談は  
神戸市すまいの安心支援センター  
電話番号: 078-222-0005  
FAX: 078-222-0106  
中央区雲井通3-3-1 サンパル4階  
定休日: 水曜・年末年始(12/29~1/3)  
営業時間: 9:30~18:00  
(相談は10:00~17:00)

すまいのネット

21世紀の快適なすまいを実現します。

設置者: 神戸市 運営: 神戸市住宅供給公社